

徳島県規則第四十一号

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県生活環境保全条例施行規則（平成十七年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「掲げる施設」の下に「又は区域」を加え、「堆積」を「堆積」に改め、同項第一号中「受けた」の下に「同項に規定する」を加え、同項第三号中「汚染された」を「前号に掲げるもののほか、汚染された」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項に規定する要措置区域又は同法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域

四 土壌汚染対策法第十七条に規定する汚染土壌の運搬に関する基準に従い同法第十六条第一項に規定する汚染土壌を一時的に保管する施設又は同法第二十二条第一項の規定による許可を受けた同項に規定する汚染土壌処理施設

第三条第二項中「前項第三号の」を「前項第五号の規定による」に改める。

第三十九条第一項第二号中「特定事業場」を「特定事業区域」に、「位置」を「所在地」に改め、同項第三号中「特定事業場」を「特定事業区域」に改め、同項第七号中「検査試料採取調書」の下に「（様式第二十号）」を加え、同項第九号から第十二号までを削り、第十三号を第九号とし、同条第二項中「一時堆積事業許可申請書（様式第二十号）」を「一時堆積事業許可申請書（様式第二十一号）」に改め、同条第三項第一号中「、第四号」を「及び第四号」に改め、「及び第十二号」を削り、同項第四号中「特定事業場」を「特定事業区域」に、「堆積」を「堆積」に改め、同条第四項中「及び前項第三号」を削る。

第四十条及び第四十一条を次のように改める。

第四十条及び第四十一条 削除

第四十二条第一項中「事項の変更」を「もの以外のもの」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 特定事業区域の面積の増加
- 二 特定事業に使用される土砂等の量の増加
- 三 特定事業の施工期間の延長

第四十二条第一項第四号から第六号までを削り、同条第二項中「特定事業変更届出書」の下に「（様式第二十二号）」を加え、同条第三項中「第一項第一号に掲げる事項の変更の」を「同項の届出が条例第六十二条第一項の許可を受けた者に係る条例第六十三条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るものである」に、「条例第六十二条第一項の」を「当該」に、「第一項第四号に掲げる事項の変更」を「同項第七号に掲げる事項の変更（第一項第二号に掲げるものを除く。）に係るものである場合」に、「計算した」を「積算した」に改める。

第四十三条中「様式第二十一号」を「様式第二十三号」に改める。

第四十四条第一項中「土砂等搬入届出書」の下に「（様式第二十四号）」を加える。

第四十五条中「特定事業着手報告書」の下に「（様式第二十五号）」を加える。

第四十六条中「特定事業場状況報告書」を「特定事業状況報告書（様式第二十六号）」に改める。

第四十九条第一項中「様式第二十二号」を「様式第二十七号」に改め、同項の表中「一時堆積事業」を「一時堆積事業」に改める。

第五十条第二項第三号中「特定事業場」を「特定事業区域」に改め、同項第七号中「一時堆積事業」を「一時堆積事業」に改め、同項第十号中「特定事業場」を「特定事業区域」に改める。

第五十一条第一項中「特定事業完了（廃止）届出書」の下に「（様式第二十八号）」を加え、同条第二項中「特定事業休止（再開）届出書」の下に「（様式第二十九号）」を加え、同条第三項中「第七十四条第六項」を「第七十四条第五項」に改める。

第五十二条中「特定事業承継届出書」の下に「（様式第三十号）」を加える。

第五十三条中「様式第二十三号」を「様式第三十一号」に改める。

第五十四条第一号中「別表第十」を「別表第七」に改める。

第五十六条第一項中「様式第二十四号」を「様式第三十二号」に改める。

第五十八条中「様式第二十五号」を「様式第三十三号」に改める。

第五十九条中「揚水設備構造等変更届出書」の下に「（様式第三十四号）」を加える。

第六十条中「揚水設備工事完了届出書」の下に「（様式第三十五号）」を加える。

第六十一条中「氏名等変更届出書」の下に「（様式第三十六号）」を、「揚水設備廃止等届出書」の下に「（様式第三十七号）」を加える。

第六十二条中「揚水設備譲受け等届出書」の下に「（様式第三十八号）」を加える。

第六十三条中「地下水採取量報告書」の下に「（様式第三十九号）」を加える。

第六十四条第四項中「様式第二十六号」を「様式第四十号」に改める。

第六十八条第一項中「様式第二十七号」を「様式第四十一号」に改める。

第六十七条中「様式第二十八号」を「様式第四十二号」に改める。

別表第七から別表第九までを削り、別表第十を別表第七とする。

様式第十九号の表及び裏を次のように改める。

様式第 1 9 号（第 3 9 条関係）

（表）
特定事業許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）
申請者
住所

徳島県生活環境保全条例第 6 2 条第 1 項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業区域の 所在地及び面積	所在地	面積	m ²
特定事業に供する施設の設置計画	別添のとおり		
特定事業を施工する事務所の所在地	(電話番号)		
施工を管理する者の氏名			
特定事業区域内の表土の汚染状況 についての検査結果	別添のとおり		
特定事業に使用される土砂等の量 及びその施工期間	土砂等の量	m ³ 年 月 日～	年 月 日
特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画	別紙のとおり		
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置（特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難である場合は、当該特定事業の性質及び困難である理由）	別添図面のとおり		

備考
「所在地」の欄には、特定事業区域の所在地を地番まで記載すること。

(裏)

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- 2 特定事業区域の所在地を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面並びに特定事業区域及びその付近の状況を示す見取図
- 3 特定事業区域の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 4 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 5 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類
- 6 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類
- 7 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
- 8 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
- 9 その他知事が必要と認める書類

徳島県収入証紙貼付欄

様式第十九号中「(五)第」を「五第」に改める。
様式第二十号を次のように改める。

様式第 2 0 号（第 3 9 条、第 4 3 条、第 4 4 条、第 4 9 条関係）
検査試料採取調書

年 月 日

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
採取者
住所

別添の土壤検査結果証明書（水質検査結果証明書）の検査試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の検査結果を証明する書面に記載された発行番号	
検 体 区 分	土砂等（表土・搬入・定期・廃止・完了） 浸透水（定期・廃止・完了）
採 取 年 月 日	年 月 日
採取日の天候	
土砂等の採取の場合にあっては、採取深度	

備考
試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。

様式第二十八号を様式第四十二号とし、様式第二十七号を様式第四十一号とし、様式第二十六号を様式第四十号とし、様式第二十五号を様式第三十三号とし、同様式の次に次の六様式を加える。

揚水設備構造等変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
届出者
住所

揚水設備の構造等を変更するので、徳島県生活環境保全条例第 8 6 条の規定により、次のとおり届け
出ます。

※ 受 付 年 月 日	年 月 日	※ 整 理 番 号	第 号
※ 受 付 番 号	第 号		
工場又は事業場	名 称 及 び 所 在 地		
	業 種 及 び 主 な 生 産 品 目		
	揚 水 設 備 の 管 理 責 任 者 の 氏 名 及 び 職 名		
	電 話 番 号		

備考
※印の欄には、記入しないこと。

地下水採取計画等

地下水採取の目的			
揚水設備の設置場所			
井戸	工場等における井戸の名称又は番号		
	深度（地表面下）	m	m
	側管の口径	mm	mm
	ストレーナーの位置（地表面下）	m～ m～	m～ m～
揚水機	種類・型式		
	原動機出力	kW	kW
	1 分間揚水能力	m ³ /分	m ³ /分
	揚水機吐出口の口径	mm	mm
	揚水機吐出口の断面積	cm ²	cm ²
	揚程	m	m
採取量	採取期間	月～ 月	月～ 月
	1 日平均採取時間	時間	時間
	1 日平均採取量	m ³ /日	m ³ /日
	1 日最大採取量	m ³ /日	m ³ /日
水量測定器の種類・型式			
着工（予定）年月日		年 月 日	年 月 日
採取開始（予定）年月日		年 月 日	年 月 日
工事施工（予定）業者	氏名又は名称		
	電話番号		
揚水により周辺の井戸の採水に支障があった場合の措置			

備考

- 1 変更前を赤字で、変更後を黒字で表示すること。
- 2 次に掲げる書類のうち、変更に係るものを添付すること。
 - (1) 採取量計画書、設備の場所を示す図面、構造概略図
 - (2) 主要配管系統図
 - (3) 地下水の使用計画書
 - (4) 付近の見取図

揚水設備工事完了届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
届出者
住所

揚水設備の設置等の工事が完了したので、徳島県生活環境保全条例第 8 7 条の規定により、次のとおり届け出ます。

※ 市町村	受 付 年 月 日	年 月 日	※ 県	受 付 年 月 日	年 月 日
	受 付 番 号	第 号		受 付 番 号	第 号
				整 理 番 号	第 号
工場又は事業場	名 称 及 び 所 在 地				
	揚水設備の管理責任者の氏名及び職名				
	電 話 番 号				

備考
※印の欄には、記入しないこと。

別紙

揚水設備設置届出書等提出年月日		年 月 日	年 月 日
地下水採取開始年月日		年 月 日	年 月 日
井戸	工場等における井戸の名称又は番号		
	深度（地表面下）	m	m
	側管の口径	mm	mm
	ストレーナーの位置（地表面下）	m～ m～	m～ m～
揚水機	種類・型式		
	原動機の出力量	kW	kW
	1 分間揚水能力	m ³ /分	m ³ /分
	揚水機吐出口の口径	mm	mm
	揚水機吐出口の断面積	cm ²	cm ²
	揚程	m	m
揚水量	採取量	m ³ /日	m ³ /日
	静水位（地表面下）	m	m
	揚水水位（地表面下）	m	m
工 事 施 工 業 者		住所 氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）	

備考

- 1 「揚水量」の欄には、揚水試験を行ったときの結果を記入すること。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 揚水設備の設置状況を確認することができる写真、納品書、カタログ等
 - (2) 地質柱状図

氏名等変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
届出者
住所

氏名等を変更したので、徳島県生活環境保全条例第 8 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

※ 市町村	受 付 年 月 日	年 月 日	※ 県	受 付 年 月 日	年 月 日
	受 付 番 号	第 号		受 付 番 号	第 号
				整 理 番 号	第 号
工場又は事業場	名 称 及 び 所 在 地				
	揚水設備の管理責任者の氏名及び職名				
	電 話 番 号				
変 更 年 月 日			年 月 日		
変 更 の 理 由					
変 更 の 内 容	区 分		変 更 前	変 更 後	
	氏名又は名称及び住所 法人にあっては、その代表者の氏名				
	工場又は事業場の名称及び所在地				

備考
※印の欄には、記入しないこと。

揚水設備廃止等届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
届出者
住所

揚水設備の廃止等をしたので、徳島県生活環境保全条例第 8 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

※ 市町村	受 付 年 月 日	年 月 日	※ 県	受 付 年 月 日	年 月 日
	受 付 番 号	第 号		受 付 番 号	第 号
				整 理 番 号	第 号
工場又は事業場	名 称 及 び 所 在 地				
	揚水設備の管理責任者の氏名及び職名				
	電 話 番 号				
揚水設備の設置場所					
揚水設備の番号					
廃止等年月日	年 月 日				
廃止等の理由					
廃止等の内容	1 地下水の採取を廃止した。 2 揚水設備の動力を用いないものとした。 3 揚水機の吐出口の断面積を 2 1 平方センチメートル以下とした。 4 揚水設備を廃止した。				
廃止等の後の処置					

備考
※印の欄には、記入しないこと。

揚水設備譲受け等届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
届出者
住所

譲受け等をしたので、徳島県生活環境保全条例第 8 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

※市町村	受 付 年 月 日	年 月 日	※ 県	受 付 年 月 日	年 月 日
	受 付 番 号	第 号		受 付 番 号	第 号
				整 理 番 号	第 号
工場又は事業場	名 称 及 び 所 在 地				
	揚水設備の管理責任者の氏名及び職名				
	電 話 番 号				
権 利 取 得 年 月 日			年 月 日		
権 利 取 得 の 理 由					
譲受け等の内容	区 分		譲 受 け 等 前		譲 受 け 等 後
	氏名又は名称及び住所 法人にあっては、その代表者の氏名				
	地 下 水 の 用 途				

備考
※印の欄には、記入しないこと。

地下水採取量報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
報告者
住所

年の地下水の採取量について、徳島県生活環境保全条例第 9 1 条の規定により、次のとおり報告します。

※ 市町村	受 付 年 月 日	年 月 日	※ 県	受 付 年 月 日	年 月 日
	受 付 番 号	第 号		受 付 番 号	第 号

工場等における井戸の名称又は番号								届出年月日		年 月 日			
揚 水 設 備 の 設 置 場 所													
区 分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	計
揚水日数（日）													
月 間 採 取 量 （m ³ ）													
1 日 平 均 採 取 量 （m ³ ）													
1 日 平 均 運 転 時 間 （時間）													

- 備考
- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
 - 2 この表は、揚水設備ごとに記入すること。

様式第二十四号を様式第三十二号とし、様式第二十三号を様式第三十一号とし、様式第二十二号を様式第二十七号とし、同様式の次に次の三様式を加える。

様式第 2 8 号（第 5 1 条関係）

特定事業完了（廃止）届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）
届出者
住所

特定事業を完了した（廃止した）ので、徳島県生活環境保全条例第 7 4 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
完了（廃止）年月日等	計画期間 年 月 日～ 年 月 日 完了（廃止）年月日 年 月 日
検 査 希 望 日	年 月 日

備考

- 1 不要な部分を線で消すこと。
- 2 特定事業を完了した場合にあつては完了した日から 1 5 日以内に、特定事業を廃止した場合にあつては廃止した日から 3 0 日以内に届け出ること。

特定事業休止（再開）届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
届出者
住所

特定事業を休止した（休止する・再開する）ので、徳島県生活環境保全条例第 7 4 条第 1 項（第 5 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号					
休止（再開）年月日等	計画期間	年	月	日	～	年 月 日
	休止（再開）年月日	年	月	日	～	年 月 日
	休止期間	年	月	日	～	年 月 日
特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業区域の面積のうち土砂等が堆積されている面積		m ²				

備考
不要な部分を線で消すこと。

特定事業承継届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
届出者
住所

徳島県生活環境保全条例第 6 2 条第 1 項の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第 7 5 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
承 継 前 の 事 業 者	住所
	氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	年 月 日
添付書類 1 地位の承継の事実を証明する書面 2 地位の承継をした者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）	

備考
特定事業の許可を受けた者の地位の承継があった日から 3 0 日以内に届け出ること。

様式第二十一号の(表)中「、名称」を「、名称」に、「ので、」を「ので、」に、「第6
7条第1項」を「第67条第2項」に、「より、」を「より、」に、「許可番号」を「許
可番号等」に、「変更した事項」を「変更する事項」に改め、同様式の(裏)を次のように改
める。

(裏)

次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。

- 1 特定事業（一時堆積事業を除く。）の変更に係る申請の場合にあっては、次の書類
 - (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
 - (2) 特定事業区域の所在地を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面並びに特定事業区域及びその付近の状況を示す見取図
 - (3) 特定事業区域の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
 - (4) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - (5) 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類
 - (6) 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類
 - (7) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
 - (8) 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 2 特定事業（一時堆積事業に限る。）の変更に係る申請の場合にあっては、次の書類
 - (1) 1 (1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる書類
 - (2) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
 - (3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、1 (7)に掲げる書類
 - (4) 特定事業区域の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
 - (5) その他知事が必要と認める書類

徳島県収入証紙貼付欄

様式第二十一号を様式第二十三号とし、同様式の次に次の三様式を加える。

土砂等搬入届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
届出者
住所

年 月 日付け徳島県指令 第 号で許可を受けた特定事業について土砂等を搬入したいので、徳島県生活環境保全条例第 6 9 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所の所在地	
土砂等の採取場所の責任者の住所、氏名及び電話番号	
土砂等の搬入予定量	採取場所からの搬入予定量 m ³ (うち今回の搬入量 m ³)
土砂等の搬入期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	
添付書類 1 土砂等に係る売渡若しくは譲渡証明書又は土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書 2 検査試料採取調書及び土砂等の検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）。ただし、徳島県生活環境保全条例第 6 9 条各号のいずれかに該当する場合にあっては、これらの書面の添付を省略することができる。 3 徳島県生活環境保全条例第 6 9 条第 2 号に該当する土砂等である場合にあっては、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証する書面 4 土砂等の発生場所の位置図及び搬入経路図（仮置きを行う場合は、その場所も記載すること。）。)	

特定事業着手報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）
報告者
住所

土砂等の埋立て等に着手したので、徳島県生活環境保全条例第 7 0 条の規定により、次のとおり報告します。

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
特定事業の施工期間	年 月 日～ 年 月 日
着 手 年 月 日	年 月 日
土砂等搬入届出書の提出 年月日	年 月 日

備考

- 1 土砂等の埋立て等に着手した日から起算して 1 0 日以内に報告すること。
- 2 現場事務所及び標識の写真を添付すること。

特定事業状況報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
報告者
住所

徳島県生活環境保全条例第 7 1 条の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
特定事業区域の面積（一時堆積事業である場合の実施済面積は、堆積されている面積とする。）	m ² （うち実施済面積 m ² ）
特定事業が一時堆積事業以外の場合にあっては、特定事業に使用された土砂等の量	m ³
特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び排出量	搬入量 m ³
	排出量 m ³
今回の報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日

備考

- 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 報告に係る期間の最後の日前 1 週間以内に撮影した特定事業区域の写真
 - (2) 土砂等の搬入元に関する書類
 - (3) その他知事が必要と認める書類

別紙

採取場所・工事 名等・搬入期間	搬入予定量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累 計 量 m ³	備 考
合 計					

様式第二十号の次に次の二様式を加える。

様式第 2 1 号（第 3 9 条関係）

（表）
一時堆積事業許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
申請者
住所

徳島県生活環境保全条例第 6 2 条第 1 項の規定により、一時堆積事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業区域の 所在地及び面積	所在地	面積	m ²
特定事業に供する施設の設置計画	別添のとおり		
特定事業を施工する事務所の所在地	(電話番号)		
施工を管理する者の氏名			
特定事業区域内の表土の汚染状況 についての検査結果 (表土と特定事業に使用される土 砂等が遮断される構造である場合 にあっては、その構造)	別添のとおり		
一時堆積事業に使用される土砂等 の搬入予定量及び搬出予定量	搬入予定量 (1 日平均 搬出予定量 (1 日平均	m ³ m ³ m ³ m ³)	
一時堆積事業の施工期間	年 月 日～ 年 月 日		
特定事業区域内の浸透水を採取す るための措置	別添図面のとおり		

備考
「所在地」の欄には、特定事業区域の所在地を地番まで記載すること。

(裏)

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- 2 特定事業区域の所在地を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面並びに特定事業区域及びその付近の状況を示す見取図
- 3 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 4 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類
- 5 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類
- 6 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
- 7 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
- 8 特定事業区域の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 9 その他知事が必要と認める書類

徳島県収入証紙貼付欄

特定事業変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
届出者
住所

年 月 日付け徳島県指令 第 号で許可を受けた事項について変更したので、徳島県生活環境保全条例第 6 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更した事項の内容	変 更 後	変 更 前
変 更 の 理 由		
添付書類 1 特定事業の許可を受けた者の氏名又は住所を変更する場合にあっては、住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） 2 特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の量を減少させるものに限る。）を変更する場合にあっては、当該土砂等の量を積算した計算書		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる特定事業（徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号。以下「条例」という。）第二条第十五号に規定する特定事業をいう。以下同じ。）のうち、この規則の施行の日以後に宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものの以外のものについての改正前の徳島県生活環境保全条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第二章第五節、別表第七から別表第九まで及び様式第十九号から様式第二十三号までの規定の適用については、なお従前の例による。

一 この規則の施行の際現に条例第六十二条第一項の許可を受けている特定事業

二 この規則の施行の日前にされた条例第六十二条第一項の許可の申請のうちこの規則の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものに係る特定事業であつて、同項の許可を受けたもの

3 改正後の徳島県生活環境保全条例施行規則の様式に相当する改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。